

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第33回理事会

平成10年2月

平成 10 年 2 月 13 日
(財) 女性のためのアジア平和国民基金

第 33 回理事会次第

【議 題】

- 1、会計検査院による平成 8 年度会計実地検査報告について
- 2、基金の組織について
 - ①理事会及び運営審議会の役割について
 - ②各委員会の現状について
- 3、山口副理事長の運営審議会委員就任について
- 4、平成 9 年度の予算実行計画について
- 5、その他

【報 告】

- 1、尊厳事業について
- 2、各国の事業展開について
 - ①フィリピン
 - ②台湾
 - ③韓国
 - ④インドネシア
 - ⑤オランダ

添付資料一覧

第33回理事会

平成10年2月13日

(財)女性のためのアジア平和国民基金

【議題】

- 1、会計検査院による平成8年度会計実地検査報告について … 1
(財)女性のためのアジア平和国民基金会計実地検査講評要旨
- 2、基金の組織について … 2～6
- 3、平成9年度の予算実行計画について … 7

【報告】

- 1、尊厳事業について … 8～19
- 2、各国の事業展開について … 20～32
 - ①フィリピンについて … 20
 - ②台湾について … 21
 - ③韓国について … 22
 - ④インドネシアについて … 23～24
 - ⑤オランダについて … 25～32
- 3、インドネシアの「慰安婦」問題を考える会への回答案 … 33～36

理事会・運営審議会の役割

基金設立後、2年半となるが、先日はじめて会計検査が実施され、いくつか指摘されたこともあり、あらためて基金の運営を考える意味で、以下、寄附行為の主な点を列記してみた。

☆理事会と運営審議会の関係

理事会は、基金の「最高決定機関」であり、財務（基金の財産管理、予算、決算）、政策（事業の運営に関する方針）、人事（評議員の選出、運営審議委員の推薦、事務局職員の任免と給与等の管理、掌握）のそれぞれの点について決定する。

運営審議会は、理事長の諮問に応じ、政策（事業の運営に関する方針）に関して、専門家としての立場から審議し、助言を与える。

☆「寄附行為」より抜粋

【基金の事業について】

基金は次の事業を行うことが『寄附行為第4条』で定められている。

- (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
- (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
- (4) 医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉と尊厳を侵害された女性を救済する事業の実施又はその支援
- (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又はその支援
- (6) その他本基金の目的を達成するために必要な事業

【財産の管理について】

基金の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定めることとなっている（寄附行為第7条）。

さらに、大蔵大臣が指定した寄附金によって造成された財産に係る経理は、一般の経理と区分して整理することとなっている（同）。

【財産の処分の制限】

「基本財産は処分し、担保に供することは出来ない」こととなっている。但し、やむを得ない理由で「処分」「担保」する場合は、理事の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経て、総理大臣と外務大臣の承認を得る必要がある（寄附行為第8条）

【事業計画及び予算】

事業計画及び予算は、理事長が作成し、会計年度開始前に、理事の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経て、総理大臣、外務大臣に届ける必要がある。変更の場合も同様（寄附行為第10条）。

【会計区分＝特別会計について】

理事会の議決により特別会計を設けることが出来ることとなっている。その場合、第10条の予算に計上しなければならない。また、特別会計から生じた収益金、剰余金は、基本財産、運用財産に繰り入れなければならないこととなっている（寄附行為第12条）。

【事業報告及び収支決算】

事業報告と収支決算は、会計年度終了後、理事長が作成し、理事の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経て、会計年度終了後3か月以内に総理大臣、外務大臣に報告する必要がある（寄附行為第13条）。

【借入れ金】

基金が長期の借入れを行う時は、理事の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経て、総理大臣、外務大臣の承認が必要（寄附行為第14条）

【義務の負担及び権利の放棄】

基金が義務を負担し、又は権利を放棄する場合は理事の3分の2以上の議決と評議員会の同意を経て、総理大臣、外務大臣の承認を得る必要がある（寄附行為第15条）。

【役員について】

基金の役員は、6名から12名以内の理事と1名から3名以内の監事を置くこととなっていて、理事長と副理事長を理事の中から選任することとなっている（寄附行為第17条）。

それぞれの職務は、理事長は、本基金を代表し、その業務を掌理し、副理事長は理事長に事故があるとき、また欠けたときには、その職務を代行する（寄附行為第19条）

各理事は、寄附行為に定めるところにより、本基金の業務を議決し、執行することとなっている（寄附行為第19条）

【運営審議会の任務】

運営審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の行う事業の運営に関する重要事項について審議し、助言を行うこととなっている（寄附行為第35条）。

【寄附行為の変更】

寄附行為の変更は、理事と評議員の4分の3以上の議決を経て、総理大臣、外務大臣の承認を得る必要がある（寄附行為第38条）。

各委員会の設置経過と委員名

【小委員会の設置】

当初の経過 平成7年10月の運営審議会において、「懸案が山積みしているので、小委員会を設置し、具体案を協議することとし、確認の場合は運営審議会全体で行う」とこととし、運営審議会の作業グループとして、下記の3小委員会の設置がメンバーとともに決定された。

このうち、「対話小委員会」は、各国の被害者、関係団体と対話をするための小委員会として設置されたが、各国チームが機能するようになって現在は休止している。

委員会とメンバー

<u>対話のための小委員会</u>	高崎委員長、中嶋、野中、横田
<u>女性尊厳事業小委員会</u>	有馬委員長、饗庭、橋本、林（但し、饗庭さんはその後辞退）
<u>広報小委員会</u>	中嶋委員長、有馬

資料小委員会の設置の経過

各国被害者への対応、募金活動、それにともなう広報活動などにおわれ、歴史の教訓とする事業が進められていないことを考慮して、平成8年5月の運営審議会で、資料小委員会の設置とメンバーを決定。

資料小委員会で数回協議を行い、平成8年9月の運営審議会、10月の理事会に、下記の「慰安婦関係資料委員会」の設置が提案され、承認された。

それ以後は、小委員会は機能していないが、小委員会の3人の方は、基金を代表して「慰安婦関係資料委員会」の運営の中心となっている。その限りでは、運営審議会の担当という立場は残っている。

資料小委員 後藤委員長、高崎、和田

ビデオ製作作業委員会

広報の一環として、償い事業と尊厳事業の両方の観点から、ビデオを製作することとし、その作業委員会の設置とメンバーを平成9年2月の運営審議会で決定。

ビデオ製作作業委員 中嶋、橋本

【外部との委員会】

☆慰安婦関係資料委員会

上記の資料小委員会で議論を重ねて、下記のような理由で、「慰安婦関係資料委員会」を設置することを理事会で決定し、平成8年10月に設置された。

《設置理由》

(1) 基金の協力者を増やすという意味からも基金以外の方々に参加してもらう

- (2) 資料発掘、聞き取り調査を行うために、基金外の方の協力が必要
- (3) 幅広い視点からの議論も必要

《メンバー》

基金のメンバー 高崎委員長、饗庭、衛藤、後藤、高橋、橋本、和田

外部のメンバー 浅野豊美（東大博士課程）、我部政男（山梨学院大学教授）、倉沢愛子（慶応大学教授）、秦郁彦（日本大学教授）、波多野澄雄（筑波大学教授）

☆自立支援活動・支援助成審査委員会

女性の人権に関わる今日の問題における自立活動などへの支援・助成をする事業を基金として行うこととし、そのための「審査委員会」の設置とメンバーが、平成8年12月の理事会で決定された。

《メンバー》

基金のメンバー 山口委員長、橋本、林、宮崎

外部のメンバー 安陪陽子（国連婦人開発基金日本国内委員会常任理事）、脊戸明子（日本外国語専門学校副校長）、山下泰子（文京女子大学教授）

☆「紛争下における女性の人権」研究会

紛争下における女性の人権問題を研究するため、外部の方にも呼びかけて設置することが平成9年9月の理事会で決定され、10月に発足した。

《メンバー》

基金のメンバー 林委員長、有馬、大沼、橋本、横田

外部のメンバー 金東勲（竜谷大学教授）、江橋崇（法政大学教授）他に呼びかけ参加をえている

【各国チーム】

《各国チームメンバー》

韓 国 高崎、中嶋、野中、和田

台 湾 衛藤、大鷹、下村、中嶋

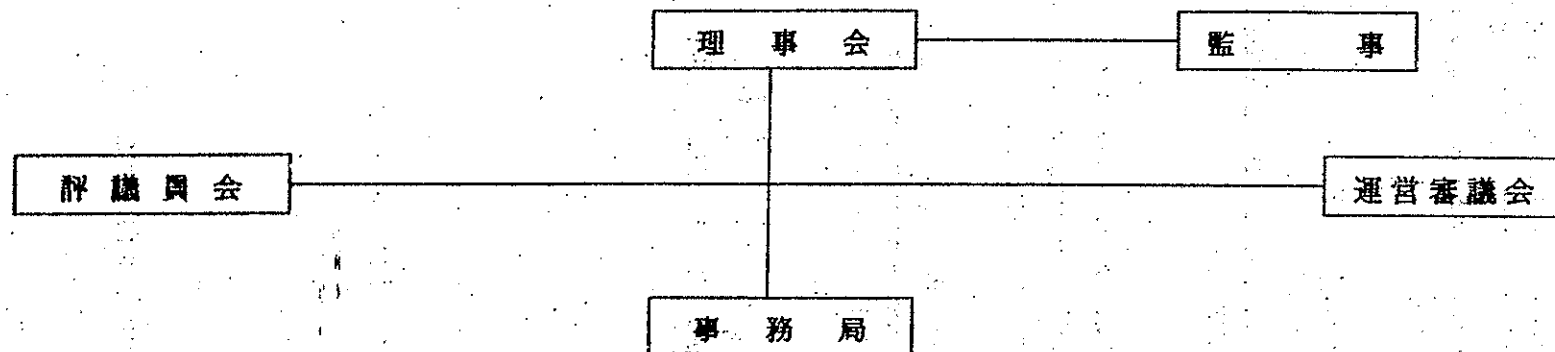
フィリピン 有馬、林

中 国 饗庭

インドネシア 有馬、山口、後藤、橋本

オランダ 山口

現状 機構図



H10.2.12

(財)アジア女性基金

平成9年度新規事業案

I. 整備のための投資

- (1) 法的基礎作り
- (2) 広報戦略
- (3) 予算及び会計のOA化
- (4) 資料 (購入/翻訳)
- (5) 資料のデータベース化

II. シンポジウム

- (1) 「国際人権と女性」
ワルザジ氏招聘
- (2) 戦争と女性

III. 啓発活動

- (1) 中央紙、ブロック紙及び地方紙への積極的広報活動
- (2) 外国紙、英字紙への積極的働きかけ
- (3) 対話懇談等の活動

IV. 総合相談

- (1) ヒアリング予備調査

V. 職員研修

アジア女性基金

1998 年度
女性の人権に関する今日的課題への自立活動・支援

募集要項

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

1) はじめに

女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会の実現を目的として、アジア女性基金では、様々なグループや団体への活動を下記の要項で助成します。

2) 助成の対象となる事業および要件

- a) 女性の基本的人権の尊重に関わる事業
 - b) 女性の自立につながる支援となる事業
 - c) 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援事業
 - d) 但し、他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする事業は支援の対象としません。
- * 今年度は、主としてパンフレット作製、資料作製等への助成を中心とします。

3) 助成の対象となる事業者の要件

- a) 女性の基本的人権に関する活動の実績、能力があること。
- b) 特定の政党や宗教に偏らない団体であること。
- c) 原則として活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること
- d) 非営利団体であること。
- e) 定款、寄付行為又はこれに準ずる規約等を有すること
- f) 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること

4) 助成金額

- a) 広報活動への支援…市民団体の広報活動に必要な支援を行います。写真や他の国の言語への翻訳など、幅広い助成を30万円から300万円を上限として予算の範囲内で行います。
- b) 女性の自立支援…暴力や人権侵害など、さまざまな理由で自立を妨げられた女性たちへの直接、あるいは間接の支援を行っている団体の事業に助成を行います。
助成は50万円から500万円を上限として予算の範囲内で行います。

*なお、次の経費は助成の対象とはしません。

- ①職員の人件費、事務所賃借料等その団体の経常的運営に要する経費
- ②個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等に充てる経費及び物品購入に充てる経費
- ③パソコン、ファックス等の備品購入に要する経費

5) 対象事業の実施期間

1998年4月1日から1999年2月28日まで

6) 助成申請の手続

助成を希望する団体は別紙の a) 助成申請書 b) 助成申請事業実施計画書 c) 助成申請事業者調書 d) 助成申請事業経費明細書 に詳しく記入の上、必要な資料を添付して提出してください。助成申請の申し込みは、前期は 1998 年 4 月 28 日から 1998 年 5 月 31 日まで、後期は 1998 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで受付けます。

7) ヒアリング

助成申請書は、公正な助成を図るため、学識経験者などで構成した助成審査会で審査し、必要な場合はヒアリングを行います。

8) 助成の決定および通知

審査およびヒアリングを踏まえ前期は 6 月中に、後期は 10 月中に助成の可否を決定し、助成の可否および可とする場合の額を通知する予定です。助成の適正な実施を行うため必要があると認めたときは、当該申請にかかわる事項に修正を加え、又は条件を附して助成を決定することがあります。尚、可否の理由および助成額決定の理由についての問い合わせには応じられません。

9) 助成を認められた金額の支払い手続

- a) 事業完了後の精算払いを原則とします。
- b) 助成を認められた団体は、決定された助成額の一部については事業完了前 2 回まで中間払いを申請することができます。中間払いを申請するときは、所定の様式の支払申請書（事業の進捗状況報告書を含む）に、支出を要した金額及びその支払い先を明らかにする書類（領収書《写し》、請求書《写し》等）を添えて、アジア女性基金に提出してください。

10) 会計報告書・実績報告書の提出

- a) 事業完了後、1 ヶ月以内又は 1999 年 3 月 10 日までのいずれか早い日までに領収書《写し》を添付した会計報告書を提出してください。
- b) 会計報告書の提出に併せて、具体的な成果も含めた実績報告書も提出してください。

11) 留意事項

- a) 助成により行う事業についてはアジア女性基金の支援を得た事業である旨、明記してください。
- b) 原則として助成の申請は、1 事業者につき 1 件とします。
- c) 決定する助成の額は、希望額を下回ることがあります。
- d) 助成決定の内容やこれに附した条件に違反した場合などには、助成決定の全部、または一部を取り消し、既にお支払いしている額については利息を附して返還していただきます。
- e) 原則として、継続助成はいたしません。
- f) 助成額の受取りには、団体の登録済みの印鑑が必要です。
- g) 個人への助成はいたしません。

1997 年度

女性の人権に関する今日的課題への自立活動・支援事業

1997 年度の主な申請団体と助成の対象となった事業は以下の通りです。

- 1) ぶれいす東京
「HIV女性感染者のための支援事業」
- 2) 女性の自立と教育に関する研究会
「女性の自立と教育に関する研究」
- 3) EL TALLER (スペイン語で「ワークショップ」を意味する)
「女性のNGOリーダーの養成のための『2ヶ月研修コース』プログラム」
- 4) 女性の人権ネットワーク
「女性の人権侵害による人格ならびに社会的変容の実態調査」
- 5) ふくしま女性フォーラム
「『ふくしま女たちの便利帳』作成事業」
- 6) 礼拝会 ミカエラ寮
「ミカエラ寮における教育プログラム」
- 7) 平等を害する言論に関する研究センター
「女性と子どもを商業的性的搾取から守るための立法を求めて国際的枠組みをつくる事業」
- 8) リーダーシップ ワンワンワン フォーラム「ガラスの天井を破る女達」実行委員会
「フォーラム『ガラスの天井を破る女達』」
- 9) 日本女性技術者フォーラム (JWEF)
「国際女性技術者・科学者会議において発表の資料となるシンポジウム『広げよう
女性の職域・職理』の開催、国内外でのアンケート調査とそのデータ解析」
- 10) WOM (Women's Online Media)
「女性の自立支援の新しいツールとしてのホームページ拡充及びその利用に関する啓蒙活動」

お問い合わせ

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

〒107 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス 4F

電話: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

女性の人権に関する今日の問題への自立活動・支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アジア女性基金が、女性の人権に関する今日の問題への自立活動を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の目的)

第2条 女性の人権に関する今日の問題への自立活動を支援することにより、女性が人権を侵害されずに、一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会を実現することを目的とする。

(助成対象者の要件)

第3条 アジア女性基金は、次の要件のすべてを満たす団体に、助成を行うものとする。

- (1) 女性の基本的人権に関する活動の実績、能力があること。
- (2) 特定の政党や宗教に偏らない団体であること。
- (3) 原則として活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。
- (4) 非営利団体であること。
- (5) 定款、寄附行為又はこれに準ずる規約等を有すること。
- (6) 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること。

(助成の対象となる事業及び要件)

第4条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、パンフレットの作成、資料作成等を行う事業を中心とする。ただし、他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする事業は、助成の対象としない。

- (1) 女性の基本的人権の尊重に関わる事業
- (2) 女性の自立につながる支援となる事業
- (3) 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への救済事業

(助成の対象となる経費等)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象事業を実施するために直接必要な経費であって、別表の項目に該当するものとし、助成する額は理事長が定める額の範囲内で定額とする。ただし、次に掲げる経費は、助成の対象としない。

- (1) 職員の人件費、事務所賃借料等その団体の経常的運営に要する経費
- (2) 個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等に充てる経費及び物品購入に充てる経費
- (3) パソコン、ファックス等の備品購入に要する経費

2 助成対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から2月末日までとする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、助成申請書(様式第1号)をアジア女性基金理事長

(以下「理事長」という。)が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

2 前項の助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 助成申請事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 助成申請事業者調査書(様式第3号)
- (3) 団体の定款、寄附行為又はこれに準ずる規約等
- (4) 助成申請事業経費明細書(様式第4号)

(助成の決定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定による助成の申請があった場合において、当該申請に係る書類等について審査し、助成することを適当と認めたときは、助成することを決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定を行う場合において、適正な助成を行うため必要があるときは、申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成することを決定できる。

(助成決定の諾否)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、当該通知に係る助成の決定の諾否について、理事長が定める期間内に、助成決定受諾書(又は助成申請取下げ書)(様式第5号)を、理事長に対し、提出しなければならない。

2 助成対象者が、前項の期間内に、助成決定受諾書を提出しなかった場合は、当該申請を取り下げたものとみなす。

3 第1項又は前項の規定により、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成の決定はなかったものとみなす。

(計画の変更)

第9条 助成対象者は、助成対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第6号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合には、第7条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業経費の各項目間の配分変更であって、いずれか低い額の10%以内の額の配分変更については、理事長の承認を必要としないものとする。

(計画の中止)

第10条 助成対象者は、助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、中止承認申請書(様式第7号)を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成の実施)

第12条 助成の実施は、第14条の規定による助成額の確定後の精算払いによることを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定により決定された助成額の一部については、事業完了前であっても、助成対象者から、助成対象事業進捗状況報告書を添付した支払い申請書(様式第8号)により、中間払いの請求がなされた場合には、2回を限度に中間払いを行うことができるものとする。

(会計報告書及び実績報告書の提出)

第13条 助成対象者は、助成対象事業を完了したとき(中止の承認を受けたときを含む。以下、同じ。)は、その日から起算して1か月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、会計報告書(様式第9号)及び助成対象事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成額の確定及び通知)

第14条 理事長は、前条の規定による会計報告書及び助成対象事業実績報告書を受理したときは、これを審査し、その報告に係る助成対象事業の成果が助成することの決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

(助成決定の取消し)

第15条 理事長は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合には、助成決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成の申請について不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成対象事業以外の用途に経費を使用した場合
- (3) 助成対象事業の遂行が、助成の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成対象者が、第19条に定める調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成対象者に通知するものとする。

(助成額の返還)

第16条 理事長は、前条第1項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し既に支払いをしているときは、期限を定めて、当該支払い額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 助成対象者は、前条の規定による返還を命じられたときは、その命令に係る助成

- 一セントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。
- 2 前条に規定による返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。返還期限内に納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなねならない。
- 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(調査等)

- 第18条 理事長は、助成対象事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象者に報告させ、又は、アジア女性基金職員にその事務所等に立入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは助成対象者に対し、質問させることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象事業が助成の決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(帳簿類の保存)

- 第19条 助成対象者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を第14条の規定による助成額の確定の通知を受けたときから、5年間は保存しなければならない。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス 6F

TEL 03 3583-9322 FAX 03 3583-9321

FAX

送信年月日: 1998年2月10日 送信頁数: 1 (この頁を含む)

送信先:

件名: アジア女性基金作成の元「慰安婦」広報・啓発ビデオ試写会のお知らせ

前略

かねて悠々社に委託し、制作が進んでおりました上記ビデオの完成が近づきました。
そのため、出来るだけ多くの方々に事前に、ご意見を伺うための試写会を下記のとおり行います。

お忙しいとは存じますが、お出かけいただけますよう、ご案内いたします。

記

日時 1998年2月26日(木) 16:00より

場所 株式会社 映広
千代田区紀尾井町3-1
TEL 03-5211-7311 (地図参照)

ご出欠について、お知らせいただければ幸いです。

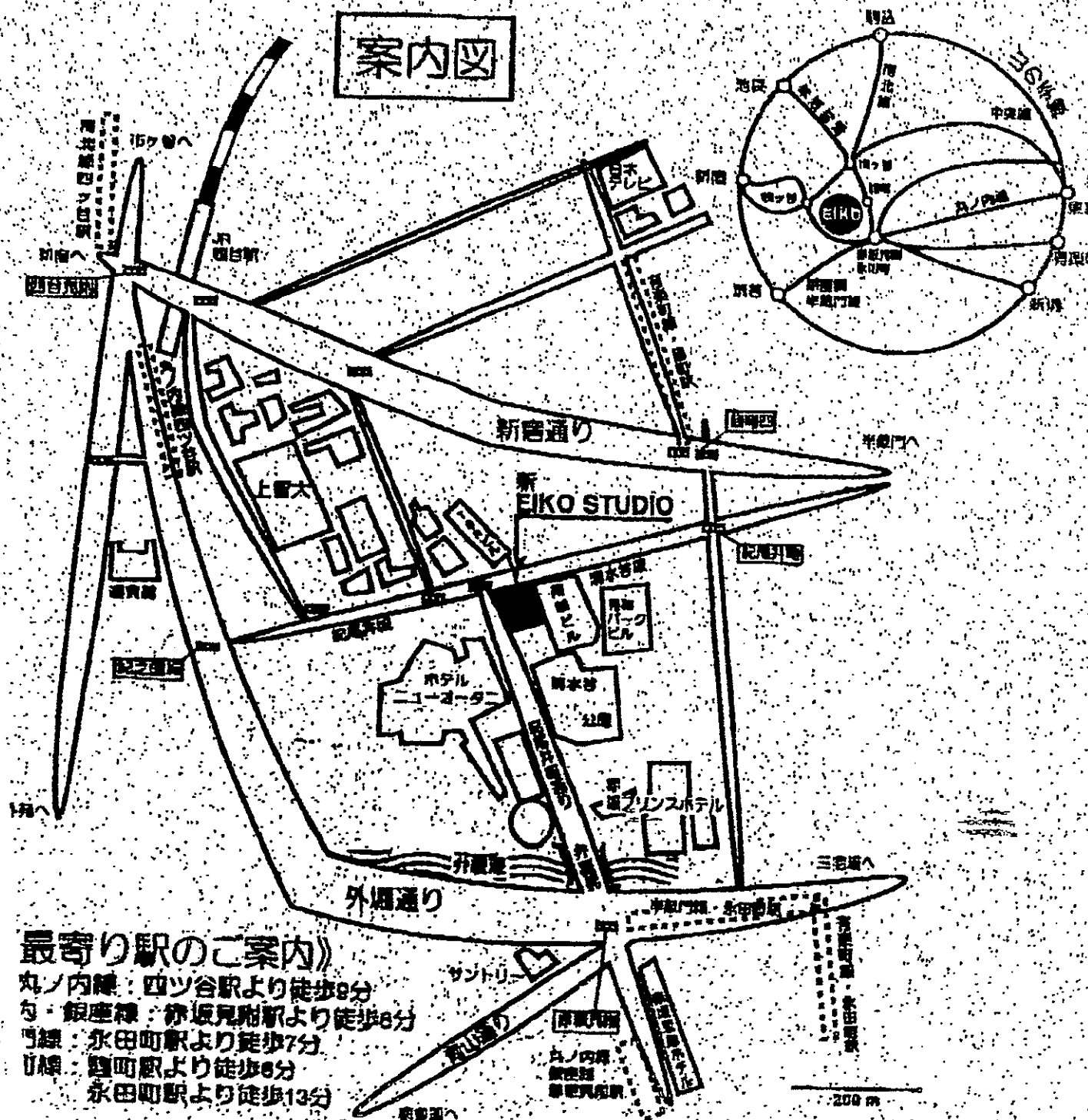
委員長 中嶋 滋
委員 橋本ヒロ子
事務局 松田 瑞穂、原田 信一

株式会社 映 広
EIKO STUDIO

Address: 〒102 千代田区紀尾井町3-1

(代表) Tel:03-5211-7331 Fax:03-5211-7332

(營業) Tel:03-5211-7231 Fax:03-5211-7236



インドネシア出張報告

1/12/1998 事務局

▼日程 1998年1月7日(水)～10日(土)

▼出張者 山口副理事長、間仲事務局員

I アスモノ社会省次官との会談

▼日時 1998年1月8日(木) 14:30～15:45

▼場所 インドネシア社会省次官室

▼出席者 インドネシア側：アスモノ次官、スウィグニヨ総局長、他政府関係者4名
 基金側： 山口副理事長、間仲事務局員
 千葉書記官（在インドネシア大使館）

▼会談内容要点

- ・初年度分5箇所（中部ジャワ・スマラン、東部ジャワ・マゲタン、北スマトラ・メダン、南スラウェシ・パレパレ、東南スラウェシ・クンダリ）については完成済み。
- ・2年度については初年度とは異なる個所に6箇所の建設を予定している。また、慰安婦が多く存在していた場所に優先的に建設する予定だったが、それを証明するデータをインドネシア側は持っておらず、その選定は難しい。これに対し、基金としてはMOUに盛り込まれた内容に沿って場所、入居者等決定してくれるよう改めて要請した。
- ・MOUには基金はオブザーバーと記されているが、この事業について日本国内において非常に関心が高くなっていることなどから、基金としての確に把握しておく必要があり、またそのaccountabilityもある。annual reportには基金に必要な情報を入れてくれるよう要請した。
- ・これに対し、インドネシア側は必要などきに基金が視察することは何ら問題はないと答え、初年度のannual reportについては3月までに作成し送付するとした。
- ・現在インドネシア政府に対し5,000～7,000人が自分は元慰安婦であるとして個人への補償を求めてきている。個人への補償をするとなれば、この数は10,000人にも増えるだろう。彼らはお金を要求してきているのであって、今回の事業の施設を望んでいるのではないのかもしれないが、インドネシア政府としては基金とのMOUに沿って解決していきたいとした。

II 現地邦人プレスへのブリーフィング

▼日時 1998年1月8日(木) 16:30～17:05

▼場所 在インドネシア日本大使館会議室

▼出席者 プレス側：毎日新聞・大塚氏、共同通信・増淵氏、時事通信・東氏、産経新聞
 鈴木氏、読売新聞・菱沼氏、
 基金側： 山口副理事長、間仲事務局員
 千葉書記官

▼内容

- ・インドネシアにおける基金事業について説明を行った。
- ・特に質問もなく、後日資料を基金より送ることになった。

III 施設開所式、施設視察

▼日時 1998年1月9日(金) 10:45~11:30

▼場所 北スマトラ州メダン トウレスナ・ウェルダ施設

▼参加者 インドネシア側：スウィグニョ総局長、ヌグロホ広報部長、他政府関係者数名
現地プレス3名、ホーム居住者

基金側： 山口副理事長、間仲事務局員

日本政府側： 細本メダン総領事、鈴木メダン副領事、千葉書記官

▼開所式の様子

- ・施設入居者も多数参列し、歓迎する雰囲気の中執り行われた。
- ・山口副理事長は開会式の挨拶の中で、今後も両者の協力の下この事業を進めていくと発言した。

▼施設の様子

- ・現在あるトウレスナ・ウェルダ施設敷地内に今回新たに建設された。敷地内には他十数棟の施設があり、高齢者の方が暮らしている。
- ・今回の施設は2人部屋3、4人部屋1、台所1、バスルーム2、の間取りとなっており、この他に車椅子6台、応接セット3、冷蔵庫1、洗濯機1が備えられていた。
- ・施設入り口、家具等すべてのものに“日本のおかげ”という言葉が刻まれていた。

オランダ出張報告

1998/2/13 事務局

▼日程 1998年1月21日(水)～24日(土)

▼出張者 基金 : 山口副理事長、間仲事務局員

外務省 : 森川事務官(ア地政)

I 実施委員会ワーキンググループとの会合

▼日時 1998年1月22日(水) 10:00～11:00

▼場所 ハウサー将軍事務所

出席者 オランダ側 : ハウサー将軍(抵抗運動家・戦争犠牲者・年金・手当評議会会長)

ウンヘレル氏(対日道義的債務基金 JES 理事)

ハーマー氏 (JES 理事)

フェルディナデス氏 (PELITA 社会局長)

スフェールクロップ氏 (抑留犠牲者)

基金 : 山口副理事長、間仲事務局員

外務省 : 森川事務官(ア地政)、宮原書記官、松林書記官(大使館)

II 対日道義的債務基金 (JES) 関係者との会談

▼日時 1998年1月22日(水) 15:15～15:50

▼場所 JES 事務所

▼出席者 JES : レンダース副会長

ウンヘレル理事

フィッシャー理事

ユングスラーヘル法律顧問

ハーマー理事

基金 : 山口副理事長、間仲事務局員

外務省 : 森川事務官(ア地政)、宮原書記官、松林書記官(大使館)

III SJE 関係者第2回会合

▼日時 1998年1月23日(木) 10:30～13:20

▼場所 JES 事務所

▼出席者 JES : レンダース副会長

ウンヘレル理事

ピーター事務局長

ハーマーアドバイザー

基金 : 山口副理事長、間仲事務局員

外務省 : 森川事務官(ア地政)、宮原書記官、松林書記官(大使館)

▼会談内容

実施委員会ワーキンググループ会合、及び債務基金関係者第1回会合において基金側より MOU 案を提示し、債務基金関係者第2回会合においていくつか次回協議までの検討事項、要

望等が出された。

(1)対象者について (MOU 案前文、第 1 条、第 2 条)

今回基金より提示された MOU 案では対象者はオランダ人女性戦争被害者となっているが、これまで男性も含めた性的被害者、及び亡くなられた被害者の子孫、近親者についても対象者として考えてきた。これらの人々も対象としてほしい。

(2)実施期間について (MOU 案第 6 条)

対象者となる方の年齢を考慮すると、10 年間というのは長すぎる。3 年以下へ短縮してほしい。

(3)対外的公表の仕方について (MOU 案第 4 条関連)

3 月に発行予定の債務基金の 7 万人の会員への会報誌上にアジア女性基金との交渉についてのインフォメーションを掲載したいのだが、文案等について基金のコメントがほしい。
→①両者において現在協議中の内容についてはまだ公表しないこと、②基金紹介の文案は基金がパンフレット等で使用している既存の文章を使うこと等の趣旨のコメント、文案は既を送付済み。

▼今後の協議について

(1)今後のスケジュールについて

3 月第 1 週 次回協議
4 月 次回協議を受けて再協議
4 月/5 月 MOU 締結に向け努力

(2)次回協議について

3 月第 1 週に平和友好交流計画にて来日される JES 事務局長ベーター氏、スフェールクロップ氏と協議を行う予定。

(3)前回協議においての質問事項等への返答

①対象者について

→ 本件事業の対象者の定義 (MOU 案第 2 条) は「本件事業の目的に照らし、事業実施委員会が事業対象とすることが適切と認める方」と定め、基金としては事業対象者の具体的選別は実施委員会に一任する、という立場にあるので、委員会が選定した対象者について異議は唱えない。ただし、女性犠牲者本人を優先することを原則とする旨回答する。

②実施期間の短縮について (MOU 案第 6 条)

→ 3 年から 5 年を目処に短縮を政府に対し要望していく。

*②については理事会として政府に要望していくことを決定する。

いわゆる従軍慰安婦問題に関する

女性のためのアジア平和国民基金とオランダ事業実施委員会との間の覚書き

(試案)

女性のためのアジア平和国民基金（以下、基金とする）及びオランダ事業実施委員会（以下、委員会とする）は、

先の大戦中に、インドネシアにおいて、オランダ人女性がいわゆる「従軍慰安婦」として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた状況が存在したことを認識し、

先の大戦中、旧オランダ領インドネシアにおいて心身にわたる被害を受けたオランダ人女性が高齢に達していることを想起し、

これらの女性の生活状況の改善を希望して、

以下のとおり合意した。

第1条

事業の目的

基金は、いわゆる従軍慰安婦問題に関し日本の償いの気持ちを表すために、オランダ事業実施委員会が実施する先の大戦中の旧オランダ領インドネシアにおいて心身にわたる被害を受けたオランダ人女性戦争被害者の生活状況の改善を支援する事業（以下、事業とする）に対し、財政的支援を行うものとする。

第5条プライバシーの保護

委員会及び基金は、事業実施に関し知り得た個人のプライバシーに関する情報を厳格に保護する責任を負うものとする。

第6条最終規定

- 1 この覚書は、署名の日から効力を生じる。
- 2 この覚書は、10年間効力を有する。委員会及び基金のうちいずれの一方も、了日から6ヶ月以上前に書面による通告によりこの覚書を終了することができる。
- 3 この覚書の解釈及び実施につき紛争が生じる場合には、委員会及び基金は、委員会及び基金間の協議又は交渉を通じ友好的に解決するよう最大限努める。
- 4 この覚書は、日本法に準拠して作られた契約として、解釈され効力を有するものとする。委員会及び基金は、また、この覚書に関する法律上の紛争について、東京地方裁判所の管轄に服するものとする。
- 5 この覚書は、委員会及び基金間の書面による合意により、必要な改正を行うことができる。

1998年 月 日に、デン・ハーグにおいて、英語により本書2通を作成した。

オランダ事業実施委員会のために

女性のためのアジア平和

国民基金のために

代表

(署名)

(署名)

4 事業実施手順

事業は、以下の手順により実施されるものとする。

- a 委員会は、基金とその方法及び時期について協議の上、事業対象者の募集を行う。
- b 委員会は、事業対象者を決定する。
- c 委員会は、対象者の具体的ニーズを聴取し、提供物基準に従い、提供する財・サービスを決定する。
- d 委員会は、対象者に c の財・サービスを提供する。右の財・サービスを提供する方法は、予め基金と委員会の協議により定めるものとする。

5 事業実施年間計画及び必要な資金の供与

- a 委員会は、基金と協議して、その1年間の事業実施に必要な資金の積算を含んだ年間計画をその1年が始まる1ヶ月前までに策定する。
- b 基金は、aの年間計画の内容が適切と認めるときは、これに従いその1年に事業を実施するのに必要な資金を委員会に対して供与するものとする。

6 事務経費（注：今後事業の具体的あり方が確定した時点で更に検討する）

- a 事業実施に必要な事務経費は、覚書き第3条1の規定に従い基金から委員会に対し供与される資金から支弁するものとする。
- b 委員会は、5 a の年間事業計画書に当該年の事務経費の積算を添付するものとする。

インドネシアの「慰安婦」問題を考える会への回答案

1998/2/13 事務局

インドネシアの「慰安婦」問題を考える会 御中

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原 文兵衛

1996年11月、インドネシア政府は「慰安婦」問題に関するプレス・リリースを発出しました。その中で、インドネシア政府としては、個々の元「慰安婦」の方々を対象にした事業ではなく、女性一般の社会福祉及び健康上のプロジェクトに支援の形をとるべきとの立場を表明しました。

これを受け、同年12月基金から役員を現地に派遣し、インドネシア政府社会省及び女性問題担当府高官等と協議を行いました。その結果、インドネシア政府としては、元「慰安婦」の認定は困難であること、元「慰安婦」の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならないこと等の理由から、元「慰安婦」の方個人に対する事業ではなく老人ホームの施設整備事業への支援を受けるという確固たる方針を持っていることが確認されました。

この事業が、インドネシアにおけるいわゆる「従軍慰安婦」問題の認識の下に、これら犠牲者のお役に立つ形で行われることが確認されたので、アジア女性基金はインドネシア政府が実施する「高齢者社会福祉事業」に支援することを決定しました。1997年3月25日、基金はインドネシア政府社会省との間で覚書を締結し、本件事業を開始しました。インドネシア社会省が事業の実施機関となり、基金より総額3億8,000万円の規模で10年間にわたり支援されます。

アジア女性基金が「慰安婦」とされた方々に「償い金」をお届けするためには、当該国・地域の政府・当局又は政府当局により委託された機関による個々の元慰安婦の方々の『認定』が必要となりますが、インドネシアにおいては、政府が元「慰安婦」個々人を認定しておらず、又認定を委託された機関も存在しないことから、「償い金」をお届けすることは出来ません。そこで本事業に対して支援を行うこととしたものです。なお、本件支援は日本政府からの拠出金を使用して行っています。

96年度分(3,800万円)及び97年度分(3,800万円)についてはインドネシア社会省宛てに既に送金を行い、96年度事業については以下の5ヶ所に施設が完成しました。

①中部ジャワ州 スマラン

JI. Kutilang No.24 Kuncen, Ungaran Kabupaten Semarang Jawa Tengah

②東部ジャワ州 マゲタン

JI. Raya Srogo Selosari Kabupaten Magetan Jawa Timur

③北スマトラ州 メダン

JI. Perintis Kemerdekaan, Cengkeh Turi Kabupaten Binjai Sumatera Utara

④南スラウェシ州 バレバレ

JI. Jend Sudirman Kecamatan Baju Kiki Kodya Pare-Pare
Sulawesi Selatan

⑤東南スラウェシ州 クンダリ

JI. Prof. WMI Ranomoeto Kecamatan Ranomoeto Kab. Kendari
Sulawesi Tenggara

このうち1998年1月9日に北スマトラ州メダンの施設の開所式がとりおこなわれ、基金からも役員が出席し施設を視察しました。なお、97年度の施設建設予定地は以下の6ヶ所となっています。

- ①ジャカルタ特別州
- ②西ジャワ州
- ③ジョグジャカルタ特別州
- ④南スマトラ州
- ⑤東カリマンタン州
- ⑥西スマトラ州

これらの施設への入居者の選定に当っては、元「慰安婦」と名乗り出た方や女性が優先されることとなっており、また場所に関しても、元「慰安婦」の方が多く存在したと思われる地域に重点的に整備されこととなっています。基金は本件事業についてインドネシア社会省より年度計画及び年度報告の提出を受けるとともに、施設の視察等を行う予定です。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原文兵衛殿

1997年12月5日

インドネシアの「慰安婦」問題を考える会

連絡先：川口市飯塚 3-3-1-2105

大村哲夫

電話 010-695-8908

ファクシミリ 048-252-5667

質 問 状

私たちはインドネシアの「慰安婦」問題に関心をもつ市民のグループです。新聞報道等によれば、貴財団はインドネシアを対象とする事業の実施を決定されています。しかし、その事業の具体的内容などについては、広く認識されているとはいえません。また、インドネシア国内においても、その事業をめぐる解釈や評価の違いが見られます。その点は、当会に集う私たち日本の市民においても同様です。

このような現状は、インドネシアの「慰安婦」問題の前進にとって望ましい状況であるとは思えません。逆に、広く情報が公開され、正確な情報を両国の市民が共有することが、この問題の解決にとって不可欠であると考えます。

以上のような趣旨から、私たちは貴財団によるインドネシア関連の事業について以下の事項をお尋ねしたいと思います。必要なら理事会等で検討され、明確かつ責任あるお答えをくださるようお願いいたします。なお、無用の誤解を避けるために、回答は文書によることを、強く要望します。回答をいただく期限については、別に協議のうえ定めたいと考えます。

1. 財団法人・女性のためのアジア平和国民基金（以下「基金」とのみ記します）は、インドネシアに元「慰安婦」が存在すると認識されていますか？
2. インドネシアに元「慰安婦」が存在すると認識されているならば、その数は何人ですか？ また、その名簿を基金はお持ちですか？
3. 基金では、インドネシアの「慰安婦」問題に関して、どのような調査を行われてきましたか？ 今後、調査を実施される計画はありますか？ あるとすれば、具体的にどのような計画でしょうか？
4. 『朝日新聞』1997年3月26日付などによれば、1997年3月25日に基金とインドネシア政府は、今後10年間に50カ所の高齢者福祉施設を建設する経費として日本政府が基金を通じて3億8000万円を出資する旨の覚書に調印したと報道されています。その後、この資金は、すでに送金されたのでしょうか？ 送金済みであるとすれば、どのような機関・組織宛てに送金され、その額はいくらで、送金日は何月何日でしょうか？
5. 上記の高齢者福祉施設の建設事業は、すでに進捗しているのでしょうか。具体的にどこで、どのような施設の工事が進んでいるのでしょうか？

6. 上記の高齢者福祉施設の事業について、さらに具体的に次の点を説明してください。
- ①建設される施設の内容、施設の数、建設予定地、年度別の実施計画。
 - ②建設工事の事業主体と、完成後の運営主体。
 - ③基金はこの事業の実施状況、出資金の支出状況ほかについて報告を受け、その内容をチェックし、その結果を公表することになっていますか？
 - ④元「慰安婦」の方々とこの施設の関係。たとえば、この施設のサービスを受けるための資格・条件は？ また、この施設に入れば生涯、生活や医療が保障されるのでしょうか？ 『朝日新聞』1997年3月26日付によれば、基金に対して「インドネシア政府は『元慰安婦を特定するのは難しく、かりに認定しても、被害者や家族の尊厳が傷つく』と主張し」たとのことですが、そのような前提に立つ限り、元「慰安婦」の方々がこの施設を利用することは困難ではないでしょうか？
7. 上記の事業がインドネシア国内（とくに民間）でどのような受けとめかたをされていると、基金は認識されていますか？
8. 上記事業のための出資は、基金がかねて「医療・介護・住宅等の支援事業」と呼んできたものに該当し、「償い金」とはカテゴリー（範疇）を異にするものであると判断されますが、いかがでしょうか？ この点に関してインドネシア国内では、前記と同様な解釈がある一方、社会省の官僚が「Compensation money（「償い金」を指すと判断）が福祉事業に使われることになっている。『覚書』には Compensation money が被害者に直接支払われるとは書かれていない」旨の発言（『Indonesia Times』1997年11月18日付による）をするなど、解釈に混乱が生じています。このような混乱をこれ以上生じさせないために、『覚書』の全文を公表するとともに、「償い金」と上記事業への出資金の関係、それぞれの位置づけについて明確な説明をしてください。
9. 基金では、「償い金」「総理の手紙」「医療・介護・住宅等の支援」を「分かち難い三位一体の実施課題」（「アジア女性基金ニュース」No.6）とされてきましたが、それにもかかわらず、インドネシアに対しては現時点では前2者が実施される旨の発表がありません。その理由は何でしょうか？
10. インドネシアに対しては「医療・介護・住宅等の支援」として上記事業が実施され、「償い金」の個人への支給は当面実施されないと仮定すると、「総理の手紙」もまた伝達されないのでしょうか？ その理由は何でしょうか？
11. 韓国政府は基金による「償い金」等の支給を歓迎していませんが、「基金は韓国政府の意向は理解しつつも、何よりも被害者自身の気持ちを大切にするという立場から、償い金ほかをお渡しすることを決定した」（基金呼びかけ人・大沼保昭氏執筆の『朝日新聞』1997年1月23日付「論壇」）とされています。インドネシアで元「慰安婦」個人が「償い金」ほかの受け取りを希望した場合、当然、韓国に対すると同様の決定がなされるものと判断されますが、いかがでしょうか？

以上

女性アジア平和友好活動事業費等補助金

(千円)

	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	10年度予算
I 運営経費	68,342	83,609	84,243	115,821
1 一般事務費	41,978	56,909	57,364	98,132
2 運営審議会等経費	12,646	12,767	12,890	3,565
3 キャンペーン関連事務費	7,789	—	—	—
4 民間支援会議関連事務費	—	7,799	7,816	1,338
5 海外事情調査費	5,929	6,134	6,173	12,786
II 女性尊厳事業費	—	397,597	403,428	284,182
1 啓発事業費		199,033	202,284	154,335
(1) 一般啓発事業経費		80,357	81,901	121,323
(2) Q & A 作成事業経費		10,792	11,626	11,175
(3) 地方対策会議事業経費		77,971	78,723	21,837
(4) 総合相談センター事業経費		29,913	30,034	—
2 事前防止事業費		66,923	67,581	56,525
(1) 広報活動支援事業経費		19,872	20,033	18,711
(2) 国際会議事業経費		30,135	30,557	22,295
(3) 調査研究事業経費		16,916	16,991	15,519
3 被害者救済活動事業費		131,641	133,563	73,322
(1) 総合相談センター事業経費		—	—	8,850
(2) メンタルケア技術開発事業経費		10,015	10,123	6,939
(3) 民間シェルター支援事業経費		121,626	123,440	57,533
III キャンペーン事業費	413,143	—	—	—
(補正後)	(412,121)	(417,462)	(423,097)	
合 計	481,485	481,206	487,671	400,003

表示範囲指定 (E:表示形式選択)

〔例〕-> (改行のみ入力は全件表示)

->3 6 12 (3, 6, 12件目を表示)

->3:9 (3~9件目を表示)

>

朝日新聞記事データベース/G-Search

98年02月12日

▶000001 (0980205MOS1-01)

対より行動を アジア女性基金支援へ 高槻の市民団体が募金/大阪

98.02.05 朝刊 大阪版 写真無 (全1038字)

元従軍慰安婦らに償い金を支給するため三年前に設立された「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)」を支援しようと、高槻市で在日韓国・朝鮮人問題などに取り組んできたグループが「元従軍慰安婦緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会」を結成し、募金活動を始めた。同基金をめぐる「あくまで国家による戦後補償をすべきだ」として批判する市民団体が多い。韓国では、償い金を受け取った女性と受け取りを拒否した女性との間で、深刻な対立も生まれている。「高槻市民の会」では議論の末、「反対を叫ぶだけでは何も進まない。自分たちでできる行動を」この結論にたどりついた。

アジア女性基金は一九九六年から、フィリピン、韓国、台湾で受け取る意思を表明した元慰安婦に対し、二百万円の償い金支給などを始めた。ところが韓国では、受け取った七人が、他の被害者でつくる団体や支援組織の非難を受けた。「女性基金の金を受け取れば本当の娼(しょう)婦だ」と言われ、韓国の市民団体が集めた支援金の対象からはずされた、という。

日本でも、戦後補償を求めてきた市民団体が、女性基金については「日本政府の責任を逃れだ」と反発する人と、基金を推進する人に分かれ、いまでも対立が続いている。そんな中で一般の人たちの基金への関心は薄れる一方だ。これまで集まった寄付は四億八千万円で、当初の目標の十億円に遠く及ばない。昨年一年間は約千二百万円に落ち込んだ。

在日韓国・朝鮮人問題などに取り組んできた「高槻むくげの会」と高槻市職労は、女性基金の発足以来、この問題にどう向き合うべきか議論を続けてきた。昨年秋には元慰安婦を招き、訴えを聞く会も開いた。

しかし、そうしているうちにも、当事者の女性たちが次々と亡くなっていく現実があった。議論とは別に、自分たちでできることはやろう、と話し合い、募金運動を始めることを決めた。

一年目は募金の一部を韓国で孤立する元慰安婦七人の生活支援にあて、残りは女性基金に寄付する予定だ。その際、基金に対して償い金の増額や、政府に国家賠償を要求することなども要望することになっている。

いまでも「あくまで国家賠償を追求すべきだ」として募金に参加しない仲間もいるが、むくげの会代表の李敬幸さんは「女性基金では不十分だと訴えつつ、その実態を国家賠償に近づけてゆくのが現実的な道。市民一人ひとりが募金の形でかわることで、自分の歴史認識を問うきっかけにもなる」と話す。

問い合わせは同会(0726・71・1239)。

朝日新聞社

表示形式選択 (R:二次検索 S:一次検索)

1. 見出し 2. 前文 3. 全文

C. オフライン出力 (パソコン通信経由のユーザは利用出来ません)

>e

Eしい選択番号を入力して下さい。

>e

二次検索選択 (S:一次検索)

1. AND検索 2. OR検索 3. NOT検索

P. 表示

戦後補償実現！FAX速報 No.205.98.2.9.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX：03(3237)0287 ■☎：03(3237)0217
 ■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通)071-0151945 日 *E-mail cfrtyo@aol.com

◆オランダ政府、日本軍による資産没収の実態追及のための独立調査委員会を設置

2月3日オランダのボルスト福祉相は、第2次大戦中にインドネシアでオランダ市民が日本軍に没収された資産の実態を追及するための独立調査機関「インドネシア調査委員会」を発足させたと発表した。当時インドネシアには約13万人のオランダ人が在住、日本軍によって収容所に送られた際、オランダ系銀行にあった預金はすべて日本の横浜正金銀行(現東京三菱銀行)に移されたとされる。委員会発足は、ナチス金塊のユダヤ人資産返還報道などを受けたオランダ国内の世論の高まりに対応したもので、「返還請求が可能かどうかも含め検討する」という。日本政府とは公式に接触せず、独自に調査を進める予定。(2/4説)

◆韓国・朝鮮人BC級戦犯訴訟原告団長文泰福(ムン・テボク)さん逝去

BC級裁判原告団長の文泰福さんが2日午前埼玉県川越市の病院で肺炎のため亡くなった。74歳。戦争中に朝鮮から日本軍軍属として駆り出され、タイの日本軍の連合国軍捕虜収容所で監視員として働き、戦犯裁判で捕虜虐待を理由に死刑判決を受け、後減刑、釈放。91年に戦争責任の肩代わりをさせられ、日本人と同等の補償を受けられないのは不当と日本政府に謝罪と補償を求めて提訴。96年東京地裁は請求を棄却、東京高裁に控訴し、25日に結審予定だった。告別式は6日田無市の総持寺で行われた。25日の最終公判は13:10、東京高裁810号法廷で。報告集会は14:00、参院議員会館第5会議室で。連絡先=☎03-3291-8229、FAX03-3291-8090韓国・朝鮮人BC級戦犯を支える会(梨の木舎気付)

◆フィリピン元「慰安婦」東京地裁に公正判決を求めるキャンペーン開始

12月に補償請求裁判が結審したフィリピン元「慰安婦」らは東京地裁が被害者の要求に耳を傾け、国際法にもとづいた公正な判決を行うよう求めるキャンペーンを先月から開始した。リラ・ビリビーナに所属する被害者自身が東京地裁あての要請文を書き、フィリピンの支援者らの署名や絵を添えて東京地裁あてに送付・提出する。フィリピンの女性団体ガブリエラが全面的にこれらの活動に参加し、支援する。5日マニラの日本大使館前で行われた抗議行動でも、公正判決を求めるアピールが行われた。なお、先月「国民基金」が民間から集めた200万円を受取る一方で、橋本首相の書簡と日本政府提出の医療福祉支援金の受取を拒否したフィリピンの被害者と外務省・「国民基金」職員との話し合いが5日夜大使館近くのホテルで行われたが、話し合いは平行線に終わり、被害者たちは不快感を深めたという。(ICR98/MNL)

◆都平和祈念館計画反対派都議らの勉強会で高橋教授「慰安婦問題はコップについたゴミ」

東京都が墨田区に計画中の平和祈念館の展示内容が「自虐的」で偏向しているとする自由主義史観派の都議らでつくる「東京の平和を考える会」が1月30日開いた勉強会に招か

れた高橋史朗明星大教授は「戦後は米人の作った歴史を一方的に習わされた。慰安婦問題などはコップについたゴミのようなもの。ゴミの汚さは認めなければいけないがコップとは別」と講演。参加した民主党都議らからも「我々を右翼と言うなら、彼らは教条主義的左翼だ」との挑発的な発言が続いた。東京都への揺さぶりが激化している。(1/31朝)

■<案内>1/23ハンギョレ新聞意見広告掲載紙コピー希望者に送付。カンバも継続受付中

1月23日付韓国ハンギョレ新聞に韓国挺対協やリドレス国際キャンペーン'98が掲載した意見広告と日本語訳を配布中。希望者はEX03-3237-0287まで。カンバも2月末まで受付。

■<案内>731部隊の証言を聞く会・プレ学習会

2月14日(土)14:00-文京シビックセンター4F会議室、「大連黒石礁事件-731裁判の争点は?」講師=中野比登志弁護士、ビデオ=三尾豊(元大連憲兵隊)さんの証言、資料代=500円、連絡先=証言を聞く会 ☎03-3942-8591/0422-36-4357 EX03-3942-8593

■<裁判情報>

2月16日(月)15:00-731部隊細菌戦国家賠償請求裁判第1回口頭弁論、東京地裁103号
18:30-中国人原告証言集会、弁護士会館1003号室

◆発表!読者と編集部が選んだ戦後補償実現!97年重大(10大)ニュース

読者の皆様からの回答(15通)をもとに10大ニュースを選びました。紙面の関係で、発表が遅れたことをお詫びします。*()内「FAX速報」掲載号

①韓国政府、国連人権委で間接的に個人補償要求(№163)、日韓外相会談(9/24)で柳外相が「『国民基金』では解決不能。日本政府による解決」を小淵外相に要請(№190)

②被害者次々に逝去(フィリピン:フェ・ヘディア、レメジア・マカバガルさん№151、マリア・ロサ・ヘンソンさん№183、韓国:姜徳景さん№155、金学順さん№199)

③ILO 専門家委員会年次報告書、「慰安婦」はILO 条約「強制労働」違反を指摘(№159)

④台湾政府、「国民基金」拒否の元「慰安婦」42人に200万円立て替え払い(№197)。

「国民基金」の「最後通牒」(№162)や一方的支給事業開始に世論強く反発(№167)

⑤「国民基金」、韓国の元「慰安婦」被害者7人に一時金を抜き打ち支給。韓国での反発強く外交問題化(№151,152)

⑥米政府、731部隊と「慰安婦」政策関係者に第2次入国禁止措置(№161)。米下院に日本政府に戦争犯罪への謝罪を要求する決議案提出(№168,178)。韓国国会も「慰安婦」関係者ら入国禁止法改正案可決(№192,195)

⑦日弁連、台湾の「慰安婦」問題で日本政府に勧告(№176)

⑧ハーグ条約の解釈で「個人請求権有する」とカルスホーベン氏証言(№173,175)。独ボン地裁でアウシュビッツ収容者に個人請求権認める判決(№193)

⑨スイス政府、戦時中の資産返還へ「ユダヤ人基金」設立(№151)。ナチス金塊問題などでも中立国、連合国側の戦後処理見直しへ(№197,200)

⑩挺身隊、731、強制連行、強制労働被害者らの補償請求提訴あいつぐ(№165,182,186,194,200)、花岡(№198)、長崎三菱(№197)、日本鋼管(№171)、在日・援護法(№195)裁判など判決、原告の訴えを棄却。

*Hot News①宋神道さんに多田謙子人権賞!宋さんも感激(№196)

今月の 広告史

97・12・3 広告企画会社のシアーズと有線放送大手のキャンシス・テムが通信衛星を使った広告番組の配信を計画した。小売店舗の商品棚に小型の液晶テレビを取り付け、地域情報や販売商品に關連したTVCMを流すというものが、大手コンビニを中心に、98年秋に3000店、次年度には6000店の採用を見込んでいる。

12・4 第46回日経広告賞は、7部門2357点と過去最高の応募数から、トヨタ自動車の「エ・ジェクト」に贈られた。

12・5 タバコ広告禁止に関するEUI新指令案が協議された。タバコ売り場での販売価格表示以外の広告の全面禁止、スポーツ・イベントでのスポンサー禁止、EUI指令より厳しき各国のタバコ広告禁止は奨励する、などを将来的に

実現することを合意した。

12・5 ステップワゴンやライフなどの販売好調が続いている本田技研工業が11月の自動車販売台数で、日産自動車抜き、業界第2位となった。

12・8 「リラックスできる」「耳あかが取れる」などの宣伝やテレビ番組で話題になった「耳ケア用品」のうち6種類を国民生活センターが実験したところ、鼓膜に蝕を塗った布の燃えかすが付着するなどの問題が起き、苦情も70件に及んだ。同センターは、被害事例を公表し、「使用を控えるべきだ」とするコメントを発表した。

12・8 欧米の広告会社で子供専門に扱う部門が次々と作られている。ロンドンで子供市場の専門家15人による「キッズクラブ」というチームを作ったレオ・バーネ

ットをはじめ、J・W・トンブソンとオグルビー&メイザーの親会社WPDがN.Y.の子供市場コンサルタント会社「ゲベット」と提携すれば「サーチ&サーチ」もロンドンに専門の新聞部門を設立するという。消費者団体は神経をこがらせるが、各社はむしろ専門部門によって子供広告は神経が行き届くだろうと主張している。

12・8 韓国大統領選に李会昌氏を擁立しているハンナラ党は、新聞各紙一面に「金泳三大統領は、国民の前に謝罪し、企業家の連鎖倒産を防がなければならない」とする広告を出した。

12・15 日本新聞協会が、97年上半期「新聞事業の収支構成比率」を発表した。総収入のうち広告収入は前年同期比67%増と、91年以来の高い伸び率を示し、3年連続

の増加。

12・16 3年前、在庫に困ったダイエーが「買って下さい」という新聞広告を出して話題になったが、アオキ、コナカなどの紳士服専門店チェーン各社が相次いで「困っています」「買って下さい。おねがいします」といった力強い新聞折込みチラシを出し話題になった。個人消費の落ち込みで在庫が拡大しているのがその背景にあるが、結果は、売上高14%増（アオキ）と上々だったらしい。（図①）

12・17 朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記を「高貴な人徳とたぐいまれな知識を持つ偉大な指導者」と礼讃する全面広告が16日付のニューヨーク・タイムズに掲載された。「米国を永遠の敵とみなしていない」など、対米関係の改善を目指す北朝鮮側の姿勢をア

買って下さい。
おねがいします。

①「買って下さい。」「おねがいします。」（通称「おねがい」）と切り詰まった文字が並ぶチラシ（コナカ）

Kim Jong Il, Chairman of the Workers' Party of Korea
Looking for Selling the 21st Century

②ニューヨーク・タイムズに掲載された金正日総書記を礼讃する全面広告

新装版 2月号

ビールした。（図②）

12・17 朝日、読売、毎日、日経、産経の5社は、米国のトータル・ニュース社に対し、ネット上での不正行為の中止を求める連名の抗議文書を送付した。ト社のホームページは、自社のコンテンツをほとんど持たず、世界各国のニュースサへのリンクを売り物にして「を集めているが、一切承諾を得ずに行われている。」

12・18 アメリカのCATV（有線テレビ）が視聴時間と地上波の四大ネットワークを初めて上回った。96年10月から97年9月までの1年間、CATVの1週平均24・4時間に對し、四大ネットワーク24・2時間、この傾向は今後も続くと思われる。パソコン通信の利用時間も1年間で約3倍に増え、CATV、パソコン通信、インターネットな

ど、メディアの広告収入地図にも影響を与える勢いだ。

12・24 電通が3月1日付で東京本社テレビ局に「放送権譲渡」を新設すると発表した。同社は昨年7月に起きた福岡放送と北陸放送のテレビCM間引き問題を契機に再発防止策を検討していた。

12・25 香りの次は、あぶらとり紙をどうぞ。というわけで、資生堂がレジャーや旅行向けに携帯しやすい化粧用品シリーズ「資生堂ポケット」の広告で、山手線車内に実際の商品を貼り付けたポスターを掲示した。ドア横に貼り、ティッシュペーパー感覚で一枚ずつ取って使ってもらった。（図③）

12・28 全国求人情報協会のまとめによると、11月の求人広告件数は前年同月比8.5%減の19万3290件と、3年4カ月ぶりに減少

した。パートタイマーやアルバイトの需要が急減しているため。

98・1・1 「Jet Set」のスローガンで快進撃を続けたナイキが、企業スローガンを「Go」にした。97年9月11月期の決算で20%減と業績が悪化したため、イメージの向上をはかる。

1・8 香港の人気俳優ジャッキー・チェンがアメリカの野生生物保護団体（NGO）のPRビデオに無償で出演し、98年はトラの年で、トラが殺されるのを止められるのは、あなただけです」と、トラの骨を使った製品を賣わないよう呼びかけている。（43頁参照）

1・8 「女性のためのアジア平和国民基金」が少女女性基金は韓国日報、ハンギョレ新聞などの4紙に、基金の事業内容と「償い金」の支給要項などを紹介した全

面広告を掲載した。これに対し韓国外務省は、在韓日本大使館に対して「不快の念」を伝えた。（図④）

1・7 都営地下鉄新線線路一つの広告主に貸し切りで一編成（8両）を貸し出す「メディアライナー」が導入された。料金は一編成を2週間借りた場合、160万円、JR山手線にくらべると約10分の1となり割安。

1・12 97年のビール出荷量は、前年比2.2%減の5億3379万1千ケースと減少。なかではアサヒビールが、2ケタの大幅な伸びを示し、単独ブランドではスーパードライが17・3%増で初めて年間首位を獲得。全体シェアでも35%を記録した。対する最大手のキリンビールは、主力ラガーが11・8%減、全体でも45%までシェアを落とし明暗をわけた。



衛生水のポット化装置



④女性のためのアジア平和国民基金が韓国新聞に掲載した意見広告

韓国、強まる対日批判

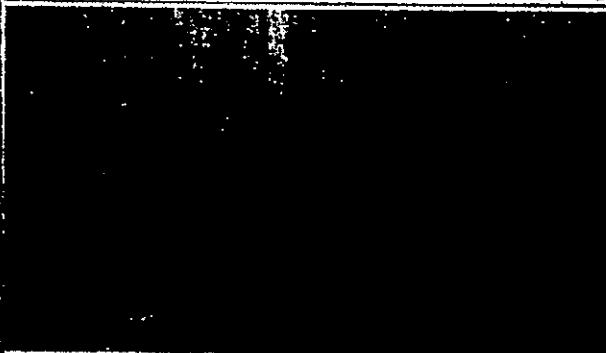
駐日大使召還論も

【ソウル二十四日一社電】韓国政府は、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。特に、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。特に、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。

水産業界は歓迎

乱獲増加、悪影響の恐れ

【ソウル二十四日一社電】韓国水産業界は、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。特に、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。



23日、小倉和夫駐日大使を韓国外務省に呼び、漁業協定交渉の中断を通告する韓国外務省（AP）

【ソウル二十四日一社電】韓国政府は、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。特に、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。

【ソウル二十四日一社電】韓国政府は、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。特に、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。

【ソウル二十四日一社電】韓国政府は、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。特に、日本が朝鮮半島の統一を妨げる行為を繰り返しているとして、対日批判を強めている。

P64

日弁連総第34号
1997年7月3日

内閣総理大臣
橋本龍太郎殿

日本弁護士連合会
会長 鬼迫 明夫

勧告書

当連合会は、日本政府に対し、以下の通り勧告する。

(勧告の趣旨)

日本政府は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金の活動が、台湾においては従軍慰安婦、政府当局、国民党、民進党、新党等の支持を受けられない状況にある事実を鑑み、今後は、なによりも日本と台湾との特殊な戦後の関係及び国外の動向並びに従軍慰安婦問題が、戦時における女性に対する性的行為の強制であり、個人の尊厳に反するものであるという本質を考慮し、被害実態の把握と責任の所在の明確化など真相の究明を徹底して行い、被害者に謝罪した上、賠償する等適切・可能な被害回復のため立法解決を早急に検討すること。

(勧告の理由)

従軍慰安婦問題の本質は、単なる道義的償いで済まされる問題でなく、戦時における女性に対する性的行為の強制であり、個人としての人間の尊厳を侵害する問題で、国際人運法等に違反する。国連でも被害者に対する賠償が行われていない事などが問題にされるに至っている。

従軍慰安婦問題については、その責任の所在を明かにし、実態を究明するための徹底的な真相解明が不可欠である。その上で国家の責任を明確にし、謝罪し、被害者個人に賠償しなければならない。さらに再発防止のために歴史教育を行わなければならない。

この点に反する「財団法人女性のためのアジア平和国民基金」の活動は従軍慰安婦や関係者の信頼を失っている。

台湾についての戦後補償問題は条約でも未解決であるが、元日本兵についての補償問題は日本の国内法により解決をみた戦後補償例があり、従軍慰安婦問題についても法的解決は可能である。

したがって、日本が、国際社会で名誉ある地位を占めるためには、従軍慰安婦問題の真相を明確に究明し、法的責任を明確にする方策をとるべきことは明らかである。

日本政府は、台湾において基金による解決の見通しが困難になっていることを十分認識し、早急に新たな立法解決に取り組むべきである。

日弁連総第 号
1998年 月 日

内閣総理大臣
橋本龍太郎殿

日本弁護士連合会
会長 鬼追明夫

勸告書 (案)

当連合会は、日本政府に対し、以下のとおり勸告する。

なお、従軍慰安婦に対する謝罪及び補償については、1997年7月3日付け日弁連総第34号において勸告したところであるが、今回リラ・ピリピーナほか4団体から当連合会人権擁護委員会に人権救済申立があり、前記勸告後、事態に改善が見られないので、再度勸告する次第である。

〔勸告の趣旨〕

第2次世界大戦中に行われた「従軍慰安婦」とされた女性に対する加害行為は、国家・軍の関与のもとに行われたものであり、元「従軍慰安婦」たちの人格的価値を否定し、人間の尊厳を犯した行為である。

元「従軍慰安婦」に対して、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（以下「国民基金」という）が、「償い金」を交付する事業を実施しているが、この「償い金」の交付は法的賠償ではなく、その交付だけでは不十分である。

国民基金は、韓国、台湾、フィリピンその他の国々において「従軍慰安婦」の支援団体の支持を十分には受けておらず、国民基金による見舞金を受領した被害者の中にも、その不十分さを指摘する声もある。

そこで、日本政府は、政府として法的責任を明確にした上、被害者に謝罪を表明し、適正・可能な被害回復のための補償措置を含む立法解決を早急に検討すべきである。

〔勸告の理由〕

別紙調査報告書のとおり。